

調停制度100周年記念シンポジウム

パネルディスカッション「調停制度の今とこれから」

<進行>	高松家庭裁判所長	坪井祐子
<パネリスト>	民事調停委員	町田仁美
	家事調停委員	鈴木俊彦
	弁護士	藤本邦人
	香川大学法学部准教授	春日川路子
	香川大学学生	中平和泉
	高松簡易裁判所裁判官	菅正俊
	高松家庭裁判所裁判官	徳井真
<アドバイザー>	高松高等裁判所長官	秋吉仁美
		(順不同・敬称略)

1. 冒頭挨拶

【坪井（司会）】

司会進行を務めさせていただきます、高松家庭裁判所の所長の坪井祐子と申します。

調停は国民の皆様が幅広く御利用いただけますように、手続は簡単にしておりますけれども、ただ中身はなかなか奥深いものもございまして、将来的な可能性がたくさんあるように日頃から感じております。

パネルディスカッションでは、最初にパネリストの皆様は調停との関わり、それから、調停について感じていること、調停による紛争解決の特性について、ということでお一人ずつお伺いしたいと思います。

その後、調停制度を利用しやすく、紛争解決機能を強化するための運用についてということで、調停の新たな活用法、調停を利用しやすくする取組等についてディスカッションしていただきたいと思っております。

2. 民事調停の特性

【中平（パネリスト）】

私が法学部に進学する前は、刑事事件を取り扱ったドラマやアニメ等の影響から、紛争解決する手段は当事者が、法廷で行う訴訟しかないと思っ

ていました。

しかし、大学の授業で民事訴訟を学ぶ中で、紛争解決するには訴訟だけではなく、和解や調停があり、訴訟よりも数か月で紛争解決できることを知りました。

また、調停と聞くと離婚調停というイメージが強かったんですが、離婚だけでなくお金の貸し借りや、物の売買、交通事故に関する紛争まで相当広く扱っているんだなということを知りました。

【春日川（パネリスト）】

日本の民事調停のように話し合いによって紛争解決を目指す手続は、世界的にもいろいろあるところでは。

ヨーロッパの状況に目を向けますと、2008年にこのような裁判によらない紛争解決手続に関するEU指令というものが出ました。この指令は民事事件であったり、商事事件というものにおいては、裁判によらない紛争解決手続を用いることを推進する内容のものでした。

そして、構成国の一つであるドイツにおきましては、「メディエーション及び裁判外紛争解決のためのその他手続の促進に関する法律」という法律ができて導入されました。

この法律には、メディエーション法と呼ばれる法律も含まれておりまして、メディエーションというのは、争い合っている当事者が、自ら合意により紛争解決を目指す手続であるということ、そしてその際、メディエーターと呼ばれる人の援助を受けることを明らかにしております。

メディエーターとは判断する権限を持たず独立、中立の立場でメディエーションを通じて当事者を導くような人たちとされています。

メディエーションというのは、当事者が中心になっている手続であるということ、メディエーターという人達は、判断はせず中立の立場から当事者のコミュニケーションを支援する、それによって紛争解決を目指そうという手続であると、そういった特徴があるかなと考えております。

【町田（パネリスト）】

調停では、調停委員が当事者の考えていることをじっくり聞き、隠れたところにある問題に気付いて対処し、問題を解決していくことができる。そういうところが調停制度の本当にいいところだなと思います。

当事者のどちらの言い分が正しいかを定めるものではないので、私たち調停委員は、当事者と一緒に紛争の実情に合った解決策を考えるために、当事者の言い分とか気持ちというのを十分に聞いて進めていっております。

3. 家事調停の特性

【鈴木（パネリスト）】

家事調停で、親権を争うときがあります。事実を確認するために関係者から聴き取りをすることがよくあります。それをさせていただくのが裁判所の家裁調査官という方々です。調査官はある程度お子さんの意向調査も行います。調査官はぜひぶんと時間をかけて丁寧に意向調査を行います。特に年少のお子さんの場合ですと最初にお子さんとは遊ぶ、心を通わせるというところから始めていきます。その調査は非常に丁寧です。また、調査官とは別に、当事者の心身の状況によっては、精神科のお医者さんである、裁判所の技官が関与

することがあります。お医者さんですから見立てが的確です。家事調停では、これらの裁判所職員も調停委員の私たちと一緒に調停室に入って、私たちと当事者のやり取りを聞いたり、直接その方に聴き取りを行ったりして、その結果をもって私たちは調停の進行について裁判官を交えて評議を行います。

4. 調停手続の紛争解決に向けた活用法

【藤本（パネリスト）】

例えば交通事項のような場合に適切な賠償額を決めるに当たって、なかなか交渉が進まないという場合があります。

このとき、加害者の方から、裁判を起こして損害賠償額を決めるということになりますと、裁判を起こされた被害者の方は大変心理的な抵抗感を感じるわけですよね、それは裁判を起こす方も起こされる方も非常に難しい感情的な問題が起こってしまうこととなります。

そういう場合に加害者の側から民事調停の申立てをして、適切な損害額を調停の場で決めてくださいという風な利用の仕方があります。相当な額を払う、払わせてくださいというような調停の申立てをします。そして調停では調停委員から丁寧にお話をさせていただけるので、話し合いで解決できることがあるという風に思います。

また、調停は非公開の場で進められますので、企業秘密に関わる問題も解決できます。こういう面では、柔軟に考えられると思いますので、この調停の申立ての方法というのが考えられるのかなという風に考えております。

5. 利用しやすい調停手続

【徳井（パネリスト）】

利用しやすい調停ということで、ウェブ会議の話させていただきたいと思います。ウェブ会議による家事調停は、最初は、東京、大阪、名古屋、福岡の4つの裁判所で、全国に先駆けて、令和3年12月に試行的な運用がスタートしました。4つの裁判所では、その後も順調に運用が積み重ねられていると聞いています。

先ほど手続説明の際にも少しお話ししましたが、電話会議やウェブ会議による調停は、仕事を休めずに日程調整が難しい場合、遠隔地に居住していたり、病気やけがで出頭が難しい場合とか、配偶者からの暴力、いわゆるDV（ドメスティック・バイオレンス）が問題となっており、裁判所で待ち伏せしたり、ばったり会ってしまうことなどから事故が発生するのを防ぐ場合など、様々な場面での活用が考えられますが、特に画面越しではあるものの、相手の顔を見ながら話すことができるウェブ会議は、電話会議の場合と比較して、信頼関係を築きつつ、より対面に近いコミュニケーションを行うのに適したツールとなるのではないかと期待されています。

【秋吉（アドバイザー）】

ウェブ調停ができると大変便利になると思います。今まで遠方だとか、DV（ドメスティック・バイオレンス）とかで、どうしようかなと思っていた方も、申立てを前向きに考えていただけるようになると思います。今後は、やはりどのような事件でウェブ調停を利用していくのか、もし利用するとしたら、どういうことに注意しなければいけないかということ、裁判所としてもいろいろ検討し、話し合い、遠隔心理学というような知見も参考にしながら、進めていく必要があるのではないかという風に思います。

今後、更にデジタル化が進むと、ツールとしては、ますます技術が進むだろうと期待される訳ですけれど、一方、調停委員が親身に話を聞いて、心からお互いの信頼関係を築き合う、対話を通じて自らの問題点に気付いたり、紛争全体をみんなで協力して解決しましょうという調停の良さを大切に、調停の変わっていく面と変わらない面というのをよく見据えて、それぞれ発展させていかなければならないなど、今私も、うかがって更に痛感したところでございます。

6 法教育における調停制度の活用について

【春日川（パネリスト）】

法教育といいますと、私としましては、たくさ

んの方に、法そのものであったり、法的なものの考え方、裁判所等で行われる法的な紛争解決する手続について知ってもらうこと、という意味に理解しております。

たくさんの方に、何か物事について知ってもらうことに際しましては、親しみやすい部分から紹介していくのが、大変重要なポイントではないかと考えております。その点では、民事調停という手続は、基調講演でも、これまでの調停の説明のパートでもお話がありましたが、争っている人同士で話し合っただけ意見を交換したり、一定の取り決めをして終わらせる、紛争を解決しようとするものでございます。そのような、争い合っている人同士で話し合うといった行動であったり活動というのは、日常的な争いとか喧嘩とかでもやっていることでございますので、大変親しみやすい部分はあるのではないかと考えております。

その点で、民事調停というものは、法について知っていくきっかけとして大変良い手続なのではないかと考えております。

【菅（パネリスト）】

法教育と調停というものは非常に奥が深く、調停というのは、自身が解決策を考えるというところはあるんですが、ただその手続は法律的なものの考え方に合った、あるいは、社会的にどうなのかということも考えていただくというところで、そういったものを教育に取り入れていただくというのでもいいのかなと。今日も調停の手続の説明をさせていただきましても、実際にどういことが行われるかというのは、手続は非公開ですので、実際に見ることはできない、そういった時に春日川先生も言われていたとおり模擬の調停というのが非常に分かりやすいのかなと思います。

高松簡裁においても機会をとらえて調停はこういう風に進められていくというのを紹介する模擬調停について、やっていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

7 成人年齢18歳による社会の変化について

【中平（パネリスト）】

成人年齢の引下げによって、高校生のときでも18歳であれば、クレジットカード契約を結べ、様々な契約を保護者の同意なしでできるようになりました。

成人として責任ある行動と、紛争解決の一つの手段として気軽に行える調停制度を知り、利用することも大切かなと思います。

【秋吉（アドバイザー）】

現在、社会や経済活動も複雑化しており、身の回りに紛争がたくさん生じている状態なのではないかと思います。

そのような中で、あらかじめ紛争を防止して、紛争が生じた場合には、力の強い者とか声の大きい者ではなくて、法的なものの考え方に基づいて、紛争の解決が図れること、一人一人がその法的なものの考え方を身に着けることというのが、とても重要になってきているという時代だという風に思います。

成人の年齢引下げに伴って、若い人が身を守るためにも早くから法的な知識を身に着けることは重要だと思います。

調停手続は皆さんがおっしゃっていたように、複雑なルールがないこと、当事者の意見を聞きながら社会全般の紛争解決に活かすべきルールを身に着けられることなどから、法教育にとって模擬調停などは良いツールなのではないかという風に思います。

若い学生や一般の方が、模擬調停等を通じて、法律、裁判に興味を持ち、自らも法的考え方を身に着けて、紛争解決のよりどころとしていただきたいと思います。そして、法というものが、単なる決まり事ではなく、それを守ることによって紛争が予防され、社会が円滑に進み、それを使って多くの紛争が公正に解決できることを実感していただきたいと思います。

裁判所も出張講義とか模擬調停とか模擬裁判とかいろんなことをやって取り組んでいます。

今後も法教育に何らかの形で貢献してまいりたいという風に思っておりますので、今後とも御支援・御協力お願いいたします。

【坪井（進行）】

先ほど長官からも御紹介がありましたとおり、私ども裁判所も法教育にも御協力をさせていただきたいと考えておまして、出前講義などのお申込みがありましたら、是非総務課の方に御一報いただければと思います。それでは、まだいろいろな方に御意見を伺ってみたいところもございますけれども、この辺りでお開きにさせていただきますと思います。

どうも今日は、パネリストの皆さん御協力ありがとうございました。